

「(仮称) かまくら共生条例」の論点

1 目的

<条文案>

(目的)

第 条 この条例は、鎌倉市における共生社会(定義)の実現に向けた取組の推進に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に向けた取組の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって共生社会を実現することを目的とする。

<考え方>

条例制定の目的を規定するものです。

<論点>

- ① 「共生社会」を実現することで、どのような社会を目指したいのか。

例	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人の多様性を尊重する社会 ・人それぞれありのままにいられる社会 ・社会的障壁を解消することのできる社会 ・人が人として扱われる仕組みのある社会 ・みんなが安全安心に笑って生きられる社会
---	---

- ② そのために、何を定めるか。

基本理念、市の責務、市民等の役割、事業者の役割、基本的施策

- ③ 条例制定の由来・背景や主旨を規定するか。

- ・あらゆる人を対象に、その人の内的な困難ではなく、社会との関係性にある困難に目を向けたいという思い、決意を規定すべきではないか。

2 定義

<条文案>

(定義)

第 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 互いの個性を尊重し、互いの違いに寛容でありながら、それぞれの力を発揮し、生涯安心していきいきと暮らすことができる社会をいう。
- (2) 市民等 鎌倉市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(「事業者」には、民間企業、NPO団体などのほか、警察、病院、学校等も含むことを想定しています。)

<考え方>

条例で使用する用語の定義をします。

用語の意味が一つではないとき、解釈が分かれるときなどに、明示するものです。

この条では、条例中の重要・基本的な用語の定義をしますが、他の条文中で個別に定義づけすることも可能です。

<論点>

① 「共生社会」

共生社会の定義について、目的の条項で説明するのであれば、不要。

② 「市民等」「事業者」

交流人口として、通勤・通学・観光で鎌倉市と関わる人たちをまとめることもできる。居住者とは区別し、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどでその土地を訪れる人をいう。

3 基本理念

<条文案>

(基本理念)

第 条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市民等が有する何らかの困難を社会全体の課題として対応することを基本とし、次に掲げる理念に基づいて行うこととする。

- (1) 市民等は、第三者からの支援等の要否に関わらず、自らの生き方を自らの意思で選択し、決定し、主体的に生活する権利を有すること。
- (2) 市民等は、安全で安心した環境の下で生活を送る権利を有すること。
- (3) 市民等は、様々な場において共生社会について学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、社会的に孤立することなく、社会参加をする権利を有すること。
- (4) 市民等は、何らかの困難を有するときは、立場や年齢に関わらず、また、その困難が、他者が認識し得るものであるかどうかに関わらず、必要かつ合理的な支援を受ける権利を有すること。

<考え方>

「共生社会」を推進するためのさまざまな施策を展開していく際に、全体の共通認識として必要となる考え方を盛り込みます。

- ・土台（前提）となる考え
- ・重要な考え
- ・強調したい考え

これらの視点から、基本理念に盛り込むべき要素を定めます。

<論点>

- ① 基本的人権の尊重のような一般的、普遍的な理念は、憲法や個別法でも謳われていることから今回は規定しないことも一案。むしろ共生社会を推進する上で必要となる、外せない理念を規定したい。

例	<ul style="list-style-type: none">・相互の違いの理解、多様性の理解・自己決定・みんなが安心安全に笑って生きられる社会・誰もが社会的弱者になり得る・人が人として扱われる・道標となるような条例をめざしたい・当事者の社会参加や自立を目指す・ライフセーフティーネット
---	---

4 市の責務、市民等・事業者の役割

<条文案>

(市の責務)

第 条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第 条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

<考え方>

「共生社会」を推進するためには、市や事業者などさまざまな関係者の協力が必要です。そのために、この条例で目指すこと的前提となる一般的な義務や心構えを定めるものです。

<論点>

- ① 誰の責務・役割を定めるか。
 - ・官公署の役割を別に定めるか
- ② 責務・役割として、どこまで定めるか。
- ③ 市民等の責務（役割）を定めるか。

<条文とした場合の案>

(市民等の役割)

第 条 市民等は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

5 基本的施策

<条文案>

(個に応じた情報提供等)

第 条 市は、基本理念に基づき、市民等が必要な情報を収集し、活用することができるよう、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 情報の取得を困難とする市民等が情報を取得しやすいよう、必要かつ合理的な情報提供の手段を確保すること。
- (2) 何らかの困難を有する市民等が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用に努めること。
- (3) 市民等の意思や要求を的確に把握し、正しく理解できるよう、個人の能力に合わせた多様な意思疎通のための手段の確保に努めること。

(生活環境の整備)

第 条 市は、基本理念に基づき、市民等が安全で安心した生活を送れるよう、必要な環境を整備するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 個に応じた住環境の整備及び円滑な移動手段の確保に努めること。
- (2) 地域における住民相互の支援体制を整備するとともに、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努めること。
- (3) 災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民等について、多様性に配慮すること。

(意識の形成と理解の促進)

第 条 市は、基本理念に基づき、共生社会に関する意識を市民等に浸透させ、理解を促進するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図ること。
- (2) 市民等及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を実施すること。
- (3) 市民等が様々な分野の活動に参加できるよう、多様性に配慮した市民等同士の交流の場を確保し、充実させること。
- (4) 前3号を実現するため、市民等の意思決定及び意見表明のための支援を確保し、充実させること。

(共生社会の実現に向けた推進体制の整備)

第 条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた推進体制を整備するため、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 共生社会の実現に資する活動を実施する市民等及び事業者との連携を図り、また、当該市民等及び事業者への支援をすること。
- (2) 何らかの困難を有する市民等に対する支援の質を向上させるとともに、支援者に対する支援に努めること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他制度の枠を超えた分野横断的な支援体制を構築すること。

<考え方>

「共生社会」の推進のための市の施策を規定します。

—「基本的施策」と「具体的施策」について—

・ 基本的施策…全体への一貫した視点で規定するもの

「具体的施策」の上部に位置づけられる

・ 具体的施策…各分野あるいは行政の担当ごとの具体的な事業

条例は、市町村にとっての法律にあたるため、通常、時代とともに変化する具体的な内容は条例に記載しない傾向にあり、解釈の余地を残す表現が好まれます。一方で、具体的な提案や罰則規定を持たない条例は実効性に乏しいと捉えられることもあり、どの程度の表現で規定するかも含めて検討します。

<論点>

① 基本的施策の記載方法

- ・ 4つのバリアフリーごとの条を設け、各号で、どのような施策を行うか並べる。
- ・ 「基本的施策」全体で1条とし、各号で施策を並べる。
- ・ 施策ごとに条立てする。

② 基本的施策の内容

内容が適切かどうか。

6 追加的規定

(1) 計画等への反映等

<条文案>

(計画等への反映等)

- 第 条 市は、条例等の制定又は総合計画その他の行政計画の策定若しくは改訂に当たっては、基本理念を最大限尊重し、制定又は策定若しくは改訂するものとする。
- 2 前項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念の視点を含めて評価するものとする。

<論点>

- ① 条例、規則、要綱等、行政計画の策定や事務事業の実施にあたっては共生の理念が最大限に尊重されるよう、あるいは齟齬を来たすことのないようにしなければならない。
- ② 個別の行政計画や事業計画を評価する場合には、共生の理念が生かされた内容となったかについても評価項目の一つとしなければならない。
- ③ 既存の条例等や計画、事業等についても、本条例の趣旨に基づき、見直しが行われるべきと考える。(庁内調整が必要)

(2) 財政上の措置等

<条文案>

(財政上の措置等)

- 第 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

<論点>

- ① 規定に入れることができるか。努力規定なら入れられるか。(庁内調整が必要)
- ② 「その他の措置」により、行政サービスの提供なども含めて考えることができる。

(3) 施策に係る提言

<条文案>

(施策に係る提言)

- 第 条 市民等及び事業者は、市に対し、市が実施する共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策に係る提言をすることができる。

<論点>

- ① 規定に入れることができるか。(庁内調整が必要)